平成２４年（フ）第３０３号
愛媛県松山市北斎院町618番地
債務者　荒井　由香
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
高知県須崎市泉町４番３号　泉町北改良住宅Ｂ棟101号室
債務者　山﨑　　智
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第７１号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目24番20号若竹ハイツ101
債務者　水野　豊子（旧姓野間口）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
鹿児島県薩摩川内市高江町1886番地１、前住所熊本市水前寺１丁目９番13号
債務者　関口千鶴子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
鹿児島県いちき串木野市上名9273番地、申立時の住所鹿児島県薩摩川内市中郷５丁目202番地２
債務者　赤尾　昌子（旧姓西牟田）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
鹿児島県薩摩川内市永利町816番地８、前住所鹿児島県薩摩川内市大小路町67番13号
債務者　西橋　久義
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
鹿児島県阿久根市塩浜町２丁目210番地　ふれあい住宅Ａ―303、前住所鹿児島県阿久根市赤瀬川138番地４
債務者　砂畑由美子（旧姓古園）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地627番地、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町船木1333番地３
債務者　坂口　茂樹
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
鹿児島県出水市麓町10番13号、前住所鹿児島県出水市緑町41番53号
債務者　木下　典子（旧姓清藤）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
山梨県富士吉田市松山1439番地の１　パナハイツ渡辺Ⅱ101
債務者　山本　愼一
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第９４０号
京都市中京区壬生馬場町19番地３　デ・トムワン二条城南604号
債務者　林　　宏枝（旧姓鳥羽）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１６号
京都市伏見区醍醐中山町39番地の２　市営住宅醍醐中山団地17―104
債務者　川端　一弘
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
松江市東出雲町揖屋31番地14
債務者　石井恵美子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９号
広島県呉市安浦町中央北１―18―４、住民票上の住所広島県呉市川尻町東２丁目２番10―111号
債務者　伊藤　宜文
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１０４号
広島県呉市的場４丁目２番15号
債務者　西本　佳明
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１０５号
福岡県宮若市脇田919番地12、申立時の住所広島県呉市広白岳５丁目12番６号
債務者　太田　利幸
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１０７号
広島県呉市下蒲刈町下島2178番地の７
債務者　古満　忠彦
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所呉支部